

平成21年度 和歌山県グリーン購入推進方針

【別表】

「判断基準」：本基準を満たすものがグリーン調達推進方針の重点品目として、調達目標の設定の対象となる。
 「配慮事項」：重点品目であるための要件ではないが、調達するに当たってさらに配慮することが望ましい事項。

1 事務物品等 (★印は新規追加項目及び変更点)

品目	判断基準	配慮事項
紙 類		
コピー用紙	<p>★①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白度及び坪量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>★②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>★③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p>	<p>★①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>★②バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>★③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) ★①「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプイ。資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

★②「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白度及び坪量をいう。また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

★③「総合評価値」とは備考4に示されるYの値をいう。
 「指標値」とは、備考4に示されるx1, x2, x3, x4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示されるx5, x6の指標項目ごとの値をいう。
 「評価値」とは、備考4のy1, y2, y3, y4, y5について示される式により算出された数値をいう。

★④ 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y1 + y2 + y3) + y4 + y5$$

$$y1 = x1 - 20 \quad (70 \leq x1 \leq 100)$$

$$y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 30)$$

$$y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 30)$$

$$y4 = -x5 + 75 \quad (60 \leq x5 \leq 75, x5 < 60 \rightarrow x5 = 60, x5 > 75 \rightarrow x5 = 75)$$

$$y5 = -2.5x6 + 170 \quad (62 \leq x6 \leq 68, x6 < 62 \rightarrow x6 = 62, x6 > 68 \rightarrow x6 = 68)$$

Y 及びy1, y2, y3, y4, y5, x1, x2, x3, x4, x5, x6 は次の数値を表す。

Y (総合評価値) : y1, y2, y3, y4, y5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y2 : 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y4 : 白度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y5 : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x3 : 間伐材パルプ利用割合 (%)

$$x3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x5 : 白度 (%)

白度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白度を下げる場合）は加算対象とならない。

x6 : 坪量 (g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

★⑤調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカー、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

★⑥紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

★⑦紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。

⑧紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用してもよい。

また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行ってもよい。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

⑨判断の基準①の総合評価値については、平成21年度からの1年間は、経過措置として70以上を適合品とする。平成22年度以降は、森林認証材・間伐材の供給状況等を踏まえ、80以上を適合品とすることを旨とする。

⑩平成21年4月1日より前に製造されたコピー用紙のうち、「環境物品等の調達の推進に關する基本方針」（平成20年2月5日一部変更閣議決定）のコピー用紙に係る判断の基準を満足する製品については、当該製品に総合評価値及びその内訳を記載しない場合も適合品とする。

フォーム用紙	<p>①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ★②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/㎡以下であること。</p>	<p>①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。★ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
インクジェットカラープリンター用塗工紙	<p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ★②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工量が両面で20g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/㎡とする。</p>	
印刷用紙	<p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されていないもの(カラー用紙を除く)については、白色度70%程度以下であること。 ④塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/㎡以下であること。 ⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p>	<p>①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
<p>(備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p>		
トイレットペーパー	古紙パルプ配合率100%であること。	製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
ティッシュペーパー		製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

文具類		
文具共通	<p>金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ．紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p>	<p>①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②材料に木質が含まれる場合にあつては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
シャープペンシル		残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル替芯	〔容器に適用〕	
ボールペン		芯が交換できること。
マーキングペン (マーカー、サインペン、筆ペン等)		消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆		
スタンプ台		インク又は液が補充できること。
朱肉	<p>主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>	
印章セット(印章ケース)		液が補充できること。
印箱		
公印		
ゴム印		
回転ゴム印		
定規		
トレー		
消しゴム	〔巻紙（スリープ）又はケースに適用〕	
ステープラー		再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行うように、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー針リムーバー		
連射式クリップ	<p>主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>	
修正テープ	<p>主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>	消耗品が交換できること。
修正液	〔容器に適用〕	
クラフトテープ	<p>テープ基材については、古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p>	<p>①粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
粘着テープ（布粘着）	<p>テープ基材（ラミネート層を除く。）については、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p>	
両面粘着紙テープ	<p>テープ基材については、古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p>	<p>バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

製本テープ	〔テープ基材に適用〕	
ブックスタンド	主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	
ペンスタンド		
★クリップケース		
はさみ		再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
鉛筆削（手動）		
マグネット（玉）		
マグネット（バー）		
テープカッター		
パンチ（手動）		
モルトケース （切手ぬらし器）		
紙めくりクリーン	〔容器に適用〕	
OAクリーナー	〔容器に適用〕	内容物が補充できること。
ダストブロワー	★オゾン層を破壊する物質及びハイドフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。	
レターケース		
メディアケース	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②CD★及びDVD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③植物を原料とするプラスチック★であって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	
マウスパッド		
OAフィルター （枠あり）	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチック★であって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。	
丸刃式紙裁断機		再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ		
カッティングマット		マットの両面が使用できること。
デスクマット		
OHPフィルム	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチック★であって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	
絵筆	主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	
絵の具	〔容器に適用〕	
墨汁	〔容器に適用〕	
のり（液状） （補充用を含む）	〔容器に適用〕	内容物が補充できること。
のり（澱粉のり） （補充用を含む）		
のり（固形）	〔容器・ケースに適用〕	消耗品が交換できること。
のり（テープ）		

ファイル	<p>金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチック★であって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>	<p>①表紙とじ具を分離し、部品を再利用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
バインダー	<p>金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>	
ファイリング用品 工事用アルバム		
つづりひも	<p>主要材料が紙の場合にあっては原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>	<p>バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
カードケース		
事務用封筒（紙製）	<p>古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p>	<p>バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
★窓付き封筒（紙製）	<p>①古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ②窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>	
罫紙	<p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p>	
起案用紙		
ノート	<p>②塗工されているものについては塗工量が両面で30g/㎡以下であり、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。</p>	
★パンチラベル		<p>粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
タックラベル インデックス	<p>主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>	<p>①バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ②粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
付箋紙		

付箋フィルム		粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
黒板拭き		
初イボード用レーザー額縁		
ごみ箱	主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	
リサイクルボックス		
缶・ボトルつぶし機（手動）		
名札（机上用）		
名札（衣服取付型・★首下げ型）		
★鍵かけ（フックを含む。）		
★チョーク	再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。	
★グラウンド用白線	再生材料が製品全体重量比で70%以上使用されていること。	

備考) ①「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
 ②「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
 ③木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。
 ★④「植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
 ★⑤ダストブローを、引火の危険性があり、安全性の確保を必要とする用途に使用する場合には、当該品目に係る判断の基準は適用しないものとする。なお、その場合にあつては、オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第4条に定められた係数）150以上の物質が含まれていないものを使用すること。
 ★⑥「メディアケース」は、FD、CD、DVD及びMO用とする。

オフィス家具等		
オフィス家具等	<p>大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあっては①の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②、木質の場合は③、紙の場合は④の要件を満たすこと。また主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>★①表1に示された区分の製品にあっては、次のア及びウの要件を、それ以外の場合にあっては、イ及びウの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>イ. 単一素材分解可能率が75%以上であること。</p> <p>ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。</p> <p>②再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、★又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。</p> <p>イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>④次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>[対象品目] いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード</p>	<p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>④材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

備考) ①放散速度が0.02mg/m³h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたものの。

イ. 上記ア. 以外の木質材料については、日本工業規格A1460の規定する方法等により測定した数値が平均値(0.5mg/L)、最大値(0.7mg/L)以下であるもの。

②木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

★③判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

単一素材分解可能率(%) = 単一素材まで分解可能な部品数/製品部品数 × 100

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

1. 盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）
2. 部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）
3. 日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

なお、「引出レール」については、分解可能な最小単位とする。

★④「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量 (kg)} \div \text{棚耐荷重 (kg)}$$

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

OA機器		
コピー機	<p>①国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。 ②コピー機にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア、リユースに配慮したコピー機であること。 イ、特定の化学物質の使用が制限されたコピー機であること。 ③コピー機、プリンタにあっては、使用される用紙が重点品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。 ④ディスプレイにあっては、動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ⑤ディスプレイにあっては、特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p>	<p>①コピー機・プリンタ・ファクシミリ・スキャナ・ディスプレイにあっては、製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ②コピー機・プリンタ・ファクシミリにあっては、使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用・再生利用又は適正処理される場合はこの限りではない。 ③コピー機にあっては、資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ④コピー機にあっては、分解が容易である等材料的再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤プリンタにあっては、紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑥ディスプレイにあっては、資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑦プリンタ・ファクシミリ・スキャナ・磁気ディスク装置にあっては、分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑧コピー機にあっては、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑨プリンタ・ファクシミリ・スキャナ・ディスプレイ・磁気ディスク装置にあっては、一時使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑩スキャナ・ディスプレイ・磁気ディスク装置にあっては、使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑪磁気ディスク装置については、製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
プリンタ（ファクシミリ兼用機を含む。）		
ファクシミリ		
スキャナ		
ディスプレイ		
磁気ディスク装置	<p>①エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく省エネ基準を達成していること。</p>	<p>①磁気ディスク装置については、製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

★電子計算機	<p>①国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。</p> <p>②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>③一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p>	<p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>⑦製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。</p>
★シュレッダー	<p>待機電力（ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p>	<p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。</p> <p>⑥低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以下にセットされていること。</p>
★デジタル印刷機	<p>①国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。</p> <p>②使用される用紙が重点品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。</p>	<p>①インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>⑥低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。</p>

<p>★記録用メディア</p>	<p>次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。</p> <p>①再生プラスチックがケース全体重量の30%以上使用されていること。</p> <p>②厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。</p> <p>③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>④紙製にあつては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的なものであること。</p>	<p>①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>②製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------------	---	--

★一次電池又は小形充電式電池	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最低平均持続時間又は最小平均持続時間を下回らないこと。 ②小形充電式電池（二次電池）であること。	①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電子式卓上計算機	①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。	製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
トナーカートリッジ	①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。 ③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体質量（トナーを除く）の95%以上であること。 ④回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑤トナーの化学安全性が確認されていること。 ⑥感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ⑦使用される用紙が重点品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。	製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
インクカートリッジ	①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ②回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体質量（インクを除く）の95%以上であること。 ③回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④インクの化学安全性が確認されていること。 ⑤使用される用紙が重点品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。	①回収したインクカートリッジ部品の再使用又はマテリアルリサイクルの取組がなされていること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) ①「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
②「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたカートリッジ質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。
③「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。
★④「記録用メディア」は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAMとする。
★⑤「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
また「最低平均持続時間」又は「最小平均持続時間」はJIS C 8511又はJIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。

★ 表 シュレッダーに係る待機電力の基準

区分		待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力）
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W未満	有/無	< 2.5W
100W以上500W未満	有	< 3.0W
	無	< 2.0W

備考) 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。

2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

★ 表 一次電池に係る最低平均持続時間又は最小平均持続時間

形状の通称 (寸法：高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	最低平均持続時間又は 最小平均持続時間		JISごとの該当の有無	
		初 度	12か月貯蔵後及び 使用推奨期間内	JISC 8511	JISC 8515
単1形 (61.5mm・ 34.2mm)	2.2	810分	725分	○	○
	3.9	25時間	22時間	○	—
	10	81時間	72時間	○	○
	2.2	15時間	13時間	○	○
	1.5	450分	405分	○	○
	600mA(放電電流)	11時間	9.5時間	—	○
単2形 (50.0mm・ 26.2mm)	3.9	770分	690分	○	○
	6.8	23時間	20時間	○	—
	20	77時間	69時間	○	○
	3.9	12時間	10時間	○	○
	400mA(放電電流)	8.0時間	7.0時間	—	○
単3形 (50.5mm・ 14.5mm)	43	60時間	54時間	○	○
	3.9	4.0時間	3.6時間	○	○
	10	11.5時間	10.0時間	○	○
	1000mA(放電電流)	200回	180回	○	○
	24	31時間	27時間	○	○
	250mA(放電電流)	4.5時間	4.0時間	—	○
単4形 (44.5mm・ 10.5mm)	5.1	130分	115分	○	○
	24	14.5時間	13.0時間	○	○
	10	5.0時間	4.5時間	○	○
	75	44時間	39時間	○	○
	600mA(放電電流)	140回	125回	○	○

JISごとの該当の有無・○：該当、—：非該当

家電製品等		
電気冷蔵庫等 (冷蔵庫、冷凍庫、冷凍 冷蔵庫)	①冷蔵庫、冷凍冷蔵庫にあっては、省エネ法に基づく冷蔵庫の省エネ基準の★90%以上を達成していること。 ②冷凍庫にあっては、省エネ法に基づく冷凍庫の省エネ基準の★90%以上を達成していること。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層破壊物質及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないこと。 ④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できること。	①電気冷蔵庫等にあっては、冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②電気冷蔵庫等・テレビジョン受信機・エアコンにあっては、資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③電気冷蔵庫等・テレビジョン受信機・エアコンにあっては、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④電気冷蔵庫等にあっては、使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ⑤電気便座にあっては、分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑥電気便座にあっては、一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑦電気冷蔵庫等・エアコン・電気便座にあっては、製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑧テレビジョン受信機にあっては、製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
★テレビジョン受信機	①ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあっては、省エネ法に基づく省エネ基準の118%以上を達成していること。 ②液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあっては、省エネ法に基づく省エネ基準の124%以上を達成していること。 ③プラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあっては、省エネ法に基づく省エネ基準の124%以上を達成していること。 ④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できること。	
エアコン	①冷暖房の用を供し、かつ家庭用品品質表示法施行令別表第3号（7）のエアコンであって、直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4kW以下のものについては省エネ法に基づく省エネ基準の★92%以上、4kWを超えるものについては省エネ法に基づく省エネ基準を達成していること。 ②上記①以外の冷暖房の用に供するエアコンについては、（ただし、家庭用品品質表示法施行令別表第3号（7）のエアコンであって、直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの及び直吹き形で壁掛け形のものにあっては省エネ法に基づく省エネ基準の★120%以上）省エネ法に基づく省エネ基準を達成していること。 ③冷房のみの場合は、省エネ法に基づく省エネ基準を達成していること。 ④冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ⑤特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できること。	
電気便座	省エネ法に基づく省エネ基準を達成していること。	
ストーブ	省エネ法に基づく省エネ基準を達成していること。 ※判断基準の対象は、ガス又は灯油を燃料とし、家庭用の小型のものとする。	①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
★ガスヒートポンプ式 冷暖房機	①成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。	

★備考) ①「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、定格冷房能力が、7.1kWを超え28kW未満のものとする。
②「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

区分	成績係数の種類	成績係数
JIS 適合機種	期間成績係数 (APF)	1.42
JIS 適合外機種	一次エネルギー換算成績係数 (COP)	1.15

- ・期間成績係数（APF）の算出方法は、JIS B 8627-1による。
 - ・一次エネルギー換算成績係数（COP）の算出方法については次式による。また、定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。
- $$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$
- COP：一次エネルギー換算成績係数
 Cc：冷房標準能力（単位：kW）
 Egc：冷房ガス消費量（単位：kW）
 Eec：冷房消費電力（単位：kW）を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値（単位：kW）
 Ch：暖房標準能力（単位：kW）
 Egh：暖房ガス消費量（単位：kW）
 Eeh：暖房消費電力（単位：kW）を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値（単位：kW）
- ・冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、JIS B 8627-2又はB 8627-3の規定する方法により測定する。
 - ・冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

★温 水 器 等		
★ヒートポンプ式電気給湯器	①成績係数が3.50以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。	①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

- ★備考) ①成績係数の算出方法は、次式による。
 成績係数（COP）＝ 定格加熱能力／定格消費電力
 定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。（単位：kW）
 定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。（単位：kW）

表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件（単位：℃）
外気温度（DB/WB）	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度。（単位：℃）

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度。（単位：℃）

- ②「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- ③判断の基準③は、業務の用に供するために製造されたものについては適用しないものとする。

★ガス温水機器	省エネ法に基づく省エネ基準を達成していること。	①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
---------	-------------------------	--

- ★備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。
- ①貯蔵式湯沸器
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
 - ④浴室内に設置する構造のガスふろがまであつて、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
 - ⑤給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

★石油温水機器	省エネ法に基づく省エネ基準を達成していること。	①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
---------	-------------------------	--

- ★備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。
- ①ポット式バーナー付きふろがま
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③薪材を燃焼させる構造を有するもの
 - ④ゲージ圧力0.1MPaを超える温水ボイラー
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

★ガス調理機器	省エネ法に基づく省エネ基準を達成していること。	①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
---------	-------------------------	---

- ★備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。
- ①業務の用に供するために製造されたもの
 - ②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
 - ③ガスグリル
 - ④ガスクッキングテーブル
 - ⑤ガス炊飯器
 - ⑥カセットこんろ
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

照 明		
蛍光灯照明器具	①Hfインバータ方式器具であること、又は、省エネ法に基づく省エネ基準を達成していること。 ★②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。	①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
★LED照明器具	①エネルギー消費効率、器具全体効率で20lm/W以上であること。 ②定格寿命は30,000時間以上であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。	①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。
★LEDを光源とした内照式表示灯	①定格寿命は30,000時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。	①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
蛍光灯ランプ (直管型・大きさ40形蛍光灯ランプ)	高周波点灯専用形(Hf)であること、又は、ラビッドスタート形もしくはスタータ形である場合は、次のすべての基準を満たすこと ①ランプ効率が80lm/W以上であること。 ②平均演色評価数Raが80以上であること。 ③管径が32.5(±1.5)mm以下であること。 ④水銀封入量が製品平均10mg以下であること。 ⑤定格寿命が10,000時間以上であること。	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
★電球形状のランプ	使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①LEDランプである場合は、定格寿命は20,000時間以上であること。 ②LED以外の電球形状のランプ(電球形蛍光灯ランプを含む。)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率で40lm/W以上であること。 イ. 電球形蛍光灯ランプにあっては、水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 ウ. 定格寿命は6,000時間以上であること。	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
消 火 器		
消火器	消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 ※判断基準の対象は粉末(ABC)消火器とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。	①製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

作業服等		
制服 作業服	使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。	①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収され、原材料として再生利用されるためのシステムが整っていること。 ③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
作業手袋	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ★②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。	★①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く。) ★②漂白剤を使用していないこと。

備考) ★①「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
②「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。
③「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

インテリア・寝装寝具		
カーテン ★布製ブラインド	①カーテンにあつては、使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 ②布製ブラインドにあつては、布生地を使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、布生地全体重量比で10%以上使用されていること。	①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
カーペット (タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット)	①タフテッドカーペット、タイルカーペット又は織じゅうたんにあつては、未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること。 ★②ニードルパンチカーペットにあつては、未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること、又は植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。	①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収され、原材料として再生利用されるためのシステムが整っていること。
毛布	使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。	①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
ふとん	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ふとん側地又は詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、ふとん側地又は詰物の繊維重量比で10%以上使用されていること。 ②使用済みふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。	①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。

備考) ①「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。
②「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
③「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

★ベッド		
★ベッドフレーム	<p>金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>②次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。</p> <p>イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/nf/h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。</p>	<p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再利用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再利用若しくは再生利用システムがあること。</p> <p>③材料に木質が含まれる場合にあつては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
★マットレス	<p>①主要部品（フェルトを除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。</p> <p>③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。</p> <p>④ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと、及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</p>	<p>①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②製品の梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- ★備考）
- ①医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。
 - ②高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。
 - ③「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 - ④放散速度が0.02mg/nf/h以下と同等のものとは、次によるものとする。
ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたものであること。
イ. 上記ア. 以外の木質材料については、JIS A1460の規定する方法等により測定した数値が平均値0.5mg/L、最大値0.7mg/L以下であるもの。
 - ⑤「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。
 - ⑥「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。
 - ⑦「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
 - ⑧ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であつて、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
 - ⑨ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。
 - ⑩木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

その他繊維製品		
集会用テント	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分の全体重量比で10%以上使用されていること。	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ブルーシート	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。	
防球ネット	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維★又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。 ①ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 ②ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。 ★③植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。	

★防災備蓄用品		
★ペットボトル飲料水	①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	①回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。

備考) ①「ペットボトル飲料水」は、防災用に長期保管する目的で調達するものとする。
②各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
③各機関はペットボトル飲料水の調達にあたり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーバンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案すること。
④各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
⑤各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
⑥使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PETボトルリサイクル推進協議会作成の「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

★アルファ化米 ★乾パン ★缶詰	①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
★レトルト食品	①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 賞味期限が5年以上であること。 イ. 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

備考) ①「アルファ化米」「乾パン」「缶詰」及び「レトルト食品」は、防災備蓄用品として調達するものに限る。
②各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
③各機関は防災備蓄用品を調達するにあたって、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
④各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

★毛布	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。	①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
★作業手袋	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。	①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 ②漂白剤を使用していないこと。
★テント	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分の全体重量比で10%以上使用されていること。	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
★ブルーシート	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) ①「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）を再生した繊維をいう。
②「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
③「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
④「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
⑤各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
⑥各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

★一次電池	①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最低平均持続時間又は最小平均持続時間を下回らないこと。 ②使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	---	--

★備考) ①「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
②「最低平均持続時間」又は「最小平均持続時間」は、JIS C 8511又はJIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。
③各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
④各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
⑤各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

★ 表 一次電池に係る最低平均持続時間又は最小平均持続時間

形状の通称 (寸法:高さ・ 直径)	負荷抵抗(Ω)	最低平均持続時間又は 最小平均持続時間		JISごとの該当の有無	
		初 度	12か月貯蔵後及び 使用推奨期間内	C 8511	C 8515
単1形 (61.5mm・ 34.2mm)	2.2	810分	725分	○	○
	3.9	25時間	22時間	○	—
	10	81時間	72時間	○	○
	2.2	15時間	13時間	○	○
	1.5	450分	405分	○	○
	600mA(放電電流)	11時間	9.5時間	—	○
単2形 (50.0mm・ 26.2mm)	3.9	770分	690分	○	○
	6.8	23時間	20時間	○	—
	20	77時間	69時間	○	○
	3.9	12時間	10時間	○	○
	400mA(放電電流)	8.0時間	7.0時間	—	○
単3形 (50.5mm・ 14.5mm)	43	60時間	54時間	○	○
	3.9	4.0時間	3.6時間	○	○
	10	11.5時間	10.0時間	○	○
	1000mA(放電電流)	200回	180回	○	○
	24	31時間	27時間	○	○
	250mA(放電電流)	4.5時間	4.0時間	—	○
単4形 (44.5mm・ 10.5mm)	5.1	130分	115分	○	○
	24	14.5時間	13.0時間	○	○
	10	5.0時間	4.5時間	○	○
	75	44時間	39時間	○	○
	600mA(放電電流)	140回	125回	○	○

JISごとの該当の有無・○：該当、—：非該当

★非常用携帯燃料	①品質保証期限が5年以上であること。 ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	製品の包装及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------	---	--

備考) ①各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
②各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
③各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

納入印刷物		
納入印刷物	<p>①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料に★パージパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたパージパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージパルプには適用しない。</p> <p>②★表1に示されたB、C及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <p>★③印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。</p>	<p>★①原稿入稿後から刷版作製までの工程において、デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>★②印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。</p> <p>★③印刷版（アルミ基材のもの）のリサイクルを行っていること。</p> <p>★④揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>⑤表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦紙の原料にパージパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。★ただし、間伐材により製造されたパージパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージパルプには適用しない。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。

★2 判断の基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。

★3 判断の基準③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「紙へリサイクル可」

イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア.の場合を除く）する場合は「板紙へリサイクル可」

ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「紙・板紙へリサイクル不可」

★4 調達を行う各機関は、印刷物作製の発注にあたっては、表2の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作製に努めること。なお、資材確認票の適用については、平成21年度を試行期間とし引き続き内容の検討を行うとともに、普及促進を図るものとする。

5 「芳香族成分」とは、JIS K2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

★6 配慮事項④の「揮発性有機化合物の発生抑制に配慮」とは、次の配慮がなされていることをいう。

ア. インキ及び塗料の揮発性有機化合物の含有量に配慮されていること。

イ. 湿し水、洗浄剤及び廃ウェス容器等からの揮発性有機化合物の発生抑制対策を講じていること。

ウ. オフセット輪転印刷で熱風乾燥印刷の場合は、揮発性有機化合物排出処理装置（脱臭装置）を設置し適切に運転・管理していること。

★7 配慮事項①から⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

調達目標	県の機関において単価契約により調達した重点品目の調達金額のうち、判断基準を満たす物品等の調達金額の割合 100%
------	--